

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

(第4回)

1 国際シンポジウムin大阪 世界の取調べの潮流と、『それでも可視化やってない』日本の現状～周防正行監督・内外専門家と語る取調べの可視化～報告

2012年4月5日、大阪弁護士会館で、「国際シンポジウム in 大阪 世界の取調べの潮流と、『それでも可視化やってない』日本の現状～周防正行監督・内外専門家と語る取調べの可視化」(主催：日本弁護士連合会 共催：大阪弁護士会／近畿弁護士会連合会ほか)が開かれた。第1部では、痴漢冤罪事件を題材に、我が国の刑事司法の現場を赤裸々に描いた映画「それでもボクはやってない」(2007年)の特別上映会を開催。第2部では、同作の脚本・監督を務めた周防正行氏、イギリス・ロンドン警視庁の警部だったロジャー・ミルバーン氏、李東熹・韓国国立警察大学校教授、指宿信・成城大学法学部教授らを招いた講演とパネルディスカッションを行った。ゲストの講演を通じて、世界各国の捜査機関では、取調べの可視化が常識となりつつあるにもかかわらず、今もなお取調べ可視化の実現に向けて模索が続く我が国との落差が浮き彫りになった。延べ

取調べの可視化実現大阪本部

5時間以上に及ぶシンポジウムだったが、一般の方々が大半の240人以上の参加者は、周防監督らの「一刻も早く取調べの可視化実現を」との提言に、熱心に耳を傾けていた。

周防監督は、控訴審で逆転無罪判決が為された痴漢冤罪事件の報に触れたのを機に、3年以上にも及んだ刑事裁判の取材を経て、「それボク」の脚本を書き上げた。特別上映後のシンポジウム冒頭に行われた周防監督へのインタビューでは、日本の刑事裁判の取材を進めるうち、当初の構想とは全く異なる映画に“変質”していった様が語られた。

周防監督は当初、法律の専門家が運営する刑事裁判に、被告人やその友人ら法律の素人が挑戦し、試行錯誤の末、無罪を勝ち取るハッピーエンドを想定していた。ところが、取材で垣間見た刑事司法の現状に大きな衝撃を受けた。「無罪推定」「疑わしきは被告人の利益に」という大義名分とはうらはらの“人質司法”、有罪率99%以上という刑事裁判の実態…。「刑事裁判の取材を始めるまで、冤罪は、人が人を裁くことの限界、その根源にある哲学的な意味合い





を示す現象と思っていた。ところが、日本の刑事裁判では、捜査機関のちょっとした思い込みや思い違いで、たやすく冤罪が生まれるとわかった。周防監督は、エンターテインメント性を重視したそれまでの作風とは一線を画し、「映画を見る人に、私が取材で感じたショックをそのまま伝えようと」して、「それボク」を撮ったのだという。

未見の方のために詳細は控えるが、主人公が連行された取調室で、ろくに被疑者の話も聞かずにいきなり怒鳴りつけ、その後、すらすらと供述調書を作成する刑事の姿は、私たちが、接見室で被疑者から聞かされる今の取調室の有様を彷彿とさせ、戦慄を覚えるほどのリアルさであった。

続いて、ミルバーン氏が演台に立ち、ロンドン警視庁で1980年代に導入された取調べ録音・録画による可視化、正しい取調べの在り方として導入されたPEACEアプローチ(Preparation-Planning = 準備・計画、Engage-Explain = 関与・説明、Account = 弁明、Closure = 終結、Evaluate = 評価)について解説した。ロンドン警視庁の取調べ研修の教官も務めたミルバーン氏は、イギリスにおいても、取調べ録画の導入前には、現場の捜査官が反発したが、実際に導入された後は急速に定着した経験を披露した。「取調べの役割は、訴追の正当化ではなく、真実の探究である」。ミルバーン氏は、断言した。

自ら警察官として捜査に従事した経験もある李教授は、2005年以降、韓国において、捜査機関が主導する形で取調べの録音・録画が始まり、2007年には弁護人立会権とともに明文化されたこと、録画映像は、被疑者調書の真正成立や法廷証言の弾効等、ご

く限られた証拠能力のみが認められているが、実質証拠化が議論されていることなどが紹介された。

指宿教授は、取調べ可視化を導入している各国の制度を比較した可視化概念マップを示したうえで、その法的枠組みについても比較法的検討を提示し、よりよい取調べ可視化の在り方について、手続的正義を保障するための義務として位置づけるのか、証拠法の特則－可視化されていない取調べで作成された供述調書の証拠能力を認めない－として運用するのかなど、示唆に富む研究成果を発表された。また、録画カメラの角度によって、視聴者に与える印象が大きく変動し得ることなど、可視化の具体的な方法についても、さらなる研究の必要性を指摘された。

シンポジウムの締めくくりは、法務省法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の委員として活躍される周防監督に再びご登壇いただき、同特別部会の幹事を務める小坂井久弁護士(大阪弁護士会)とともに、取調べ可視化の実現に向けた活動状況を紹介された。ようやく論点整理が始まったところで、なんとか全面録画を避けようとする法務省の抵抗も強く、一筋縄ではいかないようである。「日本の検察官、警察官に、このシンポジウムに参加してもらうべきですね」。シンポジウムを終えるにあたって、周防監督が述べられた言葉である。現場の意識を変えなければ、いくら制度を作っても機能しないのご指摘と受け止めた。翻って、私たち日々の弁護実践に関わる者も、一刻も早い取調べ可視化の実現に向けて、具体的な行動－可視化申し入れを実践していかなければならないとの思いを強くした。

2 法制審特別部会の議論状況について

2012年4月17日、法務省の第1会議室で、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」第9回会議が開かれた。同特別部会は、「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制



度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい」との諮問によって設置されたものである。

同特別部会は、2011年6月29日の第1回会議以降、ヒアリングや各視察も行いながら、2012年3月10日の第7回会議までは、委員・幹事の意見表明に続いて、論点の整理を行い、かつ、「時代に即した新たな刑事司法の在り方」についての「総論」の議論が開始されたという状況にあった。併せて、2011年8月8日の「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」、同年12月15日の日弁連の「同『取りまとめ』に関する意見書」、2012年2月23日の国家公安委員会委員長研究会の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会・最終報告書」の各々についての概要説明などがなされてきた。

第9回会議では、ようやく「供述証拠の収集の在り方」をテーマとし、まずもって「取調べの録音・録画制度の在り方」について議論されることとなったのである。

もっとも、議論の口火を切ったのはまず、警察関係の委員・幹事であり、口々に、取調べが「真相解明のために」如何に重要な機能を持ち、取調べの録音・録画が、これに対して阻害的であるかが語られた。従前、同特別部会で、警察関係者は必ずしも多くを語ってこなかったが、この会議では、一転、積極的な発言を行ったのである。

その理由はいくつか考えうる。ひとつは、現場に向かって、この特別部会で警察幹部が何を訴えているかを明示し、表明しておく必要があったという見方である。あるいは、上記国家公安委員会委員長研究会の最終報告などで、警察も「可視化」に向けて方針を転換しているとの見方があるが、これを否定してみせる必要があったのではないかとの観点である。いずれにしても、警察関係者が次々と発言の機会を求めたのは、やや特徴的な出来事であった。これは、「可視化」実現への危機感の表明と受け止めることができるであろう。

こうして、議論は、取調べの機能論と取調べの録

画・録音の在り方についてなされ、さらに、録画・録音につき、「対象とすべき取調べ」を「全過程」とするか否か、あるいは、在宅のいわゆる「任意」取調べを対象とするか否かで、その意見は大きく岐れることとなった。

日弁連からの委員・幹事も積極的に発言した（例えば、宮崎誠委員－ただし、同委員は、有識者枠と言われる－は、愛媛県警からウイニーで流出した「取調べマニュアル」に則って取調べの旧態依然たる実態を指摘された）。また、有識者各位も相当に熱心に各々の持論を展開された（例えば、日本労働組合総連合会副会長の神津里秀生委員は、2012年4月4日の日弁連可視化国際シンポジウムに参加して、英・米・豪の各捜査官らが捜査機関にとっての「可視化」の利益を語ったことに触れ、それが印象的であった旨の意見を述べられた）。

このように「可視化」をめぐる議論が、活発になされたといえなくはない。が、第9回会議では、いわば入口論に終始したともいえる。本来、「可視化」に伴う「法的効果」まで論じる予定であったが、そこまで論じる時間はなく、さらに「供述調書の在り方」をめぐる議論も第10回会議（2012年5月24日）に持ち越されることとなった。シジフォスの神話の如く、またまた1からの議論が繰り返され展開されているとの感もあるだろう。

26人の委員と14人の幹事からなる計40人の合議体(?)は一体、何処に行こうとしているのか。26人の委員の「票読み」をすること自体は可能かもしれないし、悲観的な予見を語ることも自体も、さほどムツカシクはないかもしれない。本義の可視化(=取調べ「全過程」の録画・録音)の制度化への道のりは、相当に険しいといえるであろう。

もっとも、有識者の方々の多数が「全過程」推進論者であることは、確かである。この合議体の行く末を見通すことは、多分、誰にも出来てはいないように思われる。

議事録は法務省ホームページに1ヶ月半あまり後といったペースでアップされていていっている。議論の全容を把握できる。注視すべき議論である。